

「災害ボランティア割引制度」の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は、台風や豪雨、地震に津波、火山噴火、竜巻などの自然災害が多発している。また、近い将来に発生すると予測される南海トラフ地震などにも備えなければならない。

このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり、復旧・復興活動に欠かせないのがボランティア活動である。大災害が発生すれば被災地ではすぐに家庭の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理などが始まり、最近では発災直後からボランティアを求められるケースが多くなってきている。

しかしながら、東日本大震災では、必要とされるボランティアの人数が集まらず、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費が高額になるためとされており、ボランティアに「行きたい気持ち」はあるが「行けない」という実態が見受けられる。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要とされることが分かっている。それだけ多くのボランティアを集めようとすれば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今の我が国には、こうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。

これまで、各交通機関やホテル・旅館等の民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバスの運行を支援するなど、官民ともに、ボランティアの「被災地への移動経費」や「滞在経費」の負担軽減のための取組を行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

台風や豪雨、地震や津波、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
国土交通大臣	太田昭宏殿
内閣官房長官	菅義偉殿